

平成 25 年 7 月 19 日

加圧トレーニング®有資格者及び加圧トレーニング®ユーザーの皆様へ

KAATSU JAPAN 株式会社

最高経営責任者 CEO

医学博士 佐藤 義昭



加圧トレーニング®賠償責任保険 適用範囲について

これまで、当社 KAATSU JAPAN は、加圧トレーニング®指導資格者やユーザーの方々  
が安心して加圧トレーニング®を行って頂けるように、加圧トレーニング®指導資格者によ  
る指導・施術や当社から正規に認定された加圧トレーニング®器具に対して、加圧トレー  
ニング賠償責任保険を付与してまいりました。

その保険適用範囲の注意点につきまして、別紙のように保険加入先であるあいおいニッセイ  
同和損害保険株式会社から今一度ご案内させて頂きますので、あらためてご周知のほどよ  
ろしくお願い申し上げます。

別紙のご案内に書かれておりますように、KAATSU JAPAN から正規に認定を受けた指  
導資格者による加圧トレーニング®指導及び同社が正規に認定する商品以外での指導・販  
売に起因する事故は加圧トレーニング®賠償責任保険適用対象外になりますので、ご注意  
ください。

以上

平成25年7月17日

KAATSU JAPAN 株式会社 御中

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
高山支社長 石森 肇



「加圧トレーニング賠償プラン」における保険の対象について

現在、貴社にご加入頂いております「加圧トレーニング賠償プラン」保険の対象は、下記のとおりであります。

記

保険の対象

加圧トレーニング資格認定者※1 が行う加圧トレーニング※2 指導および販売した加圧トレーニング器具※3 の指導が対象となります。

※1 加圧トレーニング資格認定者

KAATSU JAPAN株式会社および加圧国際大学から指導資格の認定を受けている方、その後資格更新をされている方のみを指します。

※2 加圧トレーニング

加圧トレーニング発明者 佐藤義昭氏が発明した「適切に血流を制限した状態で行うトレーニング方法」のみを指します。

※3 加圧トレーニング器具

KAATSU JAPAN株式会社によって、加圧トレーニング専用開発された器具のみを指します。

上記以外については、「加圧トレーニング賠償プラン」保険の補償対象となりません。

以上